



「逃げ得は許されないとは
っきり打ち出してくれた」。
胸に次男の写真を掲げ、新
法成立を喜ぶ高石さん

「この瞬間に立ち会い」とした高石洋子さんは、「10年間活動してきた。遺族の思ひがやっと理解された」。2003年に飲酒ひき逃げ事故で次男立証できなかつたたかれていた。新法は刑法から危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪を分離して移し、中間に当たる類型の罪も新設。飲酒や薬物摂取、特定の病気により「正常な運転に支障が生じる恐れがある状態で運転し、人を死傷させた」ことが適用要件となる。

「交通事故を起こした場合の罰則を強化した『自動車運転死傷行為処罰法』が、20日の参院本会議で成立した。悪質な運転をした事故当事者の厳罰化を求めてきた道内の遺族らからは、新法成立を評価する声が上がる一方、より厳しい法整備を求める意見も聞こえてきた。

「危険運転ブレーキを」 厳罰化新法万感の遺族

い」と訴えた。

間罪は危険運転致死傷

「北海道交通事故被害者の会」の前田敏章代表(64)は、「量刑の差が縮まり一步前進」と評価。

ただ、これまで求めて

きた、無免許運転を危険運転致死傷罪の適用対象とすることについては見送られ、「被害者の立場に立った法整備をさらに進めるべきだ」と指摘した。

交通事故の被害者支

援に取り組む青野涉弁護士(42)は、「立証しやすい中

飲酒運転で人身事故を起こし、飲酒の発覚を免れるため事故後に酒を飲んでごまかしたり、逃走したりするケースを12年以下の懲役とする罪も新設した。無免許で人身事故を起こした場合は罰則を重くする内容も盛り込んだ。高石さんは「新法が人命を見捨てる行為にブレーキをかけるきっかけになつてほしい

罪より罰則が軽いため、遺族が納得しないケースが出るかもしれない」と懸念した。